

コスモコーポレートJCBカード会員規定

第1条 (名称) 本カードは、コスモ石油マーケティング株式会社(以下、「当社」という。)と株式会社ジェーシーピーまたは株式会社ジェーシーピーおよび株式会社ジェーシーピーの指定するカード発行会社(以下、「JCB」という。)が提携して発行するものでコスモコーポレートJCBカード(以下、「本カード」という。)と称します。

第2条 (会員) 1.本規定および別途JCBの定めるJCB会員規約(以下併せて、「規約等」という。)を承認のうえ入会を申し込み、当社およびJCB(以下、「両社」という。)が認めた官公庁、企業、団体または個人事業主(以下、「法人等」という。)を法人会員といいます。2.法人会員が予めカードの使用者として指定し、規約等を承認のうえ入会を申し込み、両社が認めた方をカード使用者といい、JCBはカード使用者に本カードを貸与します。3.法人会員とカード使用者を併せて会員といいます。4.カード使用者のカード使用による代金の支払い、その他カードより生ずる一切の責任は法人会員が負うものとします。

第3条 (年会費) 会員は、当社に対して所定の年会費を支払う場合は、JCBカード利用代金と同様の方法で支払うものとします。

第4条 (提供サービスと利用) 1.当社が提供するサービスおよびその内容については、当社が書面その他の方法により通知または公表します。2.会員は、サービスの利用等に関する規定等がある場合はそれに従うものとし、またサービスを利用できない場合があることを予め承認します。3.会員は、当社が必要と認めた場合には、当社がサービスおよびその内容を変更することを予め承認します。4.会員は、当社が提供するサービスを受ける場合、当社所定の方法により利用するものとし、JCBはこれらのサービスの提供に関して会員と当社との間に生じる紛議に対して一切責任を負いません。5.会員は、JCBが提供するサービスを受ける場合、JCB所定の方法でJCBより提供を受けるものとし、当社はこれらのサービスの提供に関して会員とJCBとの間に生じる紛議に対して一切責任を負いません。

第5条 (会員情報の取り扱いおよび開示、訂正、削除) 1.法人会員および入会を申し込まれた法人等(以下併せて、「法人会員等」という。)ならびにカード使用者およびカード使用者として入会を申し込まれた方(以下、「カード使用者等」といい、「法人会員等」と「カード使用者等」を併せて「会員等」という。)は、当社が会員等の会員情報(本項(1)に定めるものをいう。)につき、必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱うことに同意します。(1)当社のサービスを提供するために、以下の会員等に関する情報(以下、「会員情報」という。)を収集、利用すること。①法人名、法人代表者、所在地、電話番号等、法人会員等が入会申込時および第6条において届け出た事項 ②氏名、生年月日、住所、電話番号等、カード使用者等が入会申込時および第6条において届け出た事項 ③会員等の本カードの利用内容(第7条において共有する情報) ④入会承認日、有効期限等、本カードの契約内容 (2)宣伝物の送付等、当社の営業に関する案内をする目的で、会員情報を利用すること。ただし、会員が当該営業案内などについて中止を申し出た場合、当社は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。(中止の申し出は本規定末尾に記載する相談窓口に連絡するものとします。) (3)当社の業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、会員情報を当該業務委託先に預託すること。2.会員等は、当社に対して、自己に関する会員情報を開示するよう請求することができます。(開示の請求は本規定末尾に記載する相談窓口に連絡するものとします。) 万一登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、当社はすみやかに訂正または削除に応じるものとします。

第6条 (届出事項の共有) 法人会員が、当社またはJCBに対して届け出た法人名、法人代表者、所在地、電話番号等について、あるいはカード使用者が氏名、住所、電話番号等について変更があり、当社またはJCBの一方に対して変更の届け出があった場合には、当該届け出いただいた情報について、両社の間で共有することに、会員は予め同意するものとします。

第7条 (利用内容の共有) 会員は、当社が会員に対してサービスを提供する必要がある場合において、会員の本カードの利用内容を、両社において共有することに予め同意するものとします。

第8条 (会員資格の喪失) 会員が当社会員資格またはJCB会員資格のいずれかを喪失した場合は、本規定による会員資格も喪失するものとします。

第9条 (JCB会員規約と本規定の関係) 本規定に定めのない事項については、JCB会員規約が適用されるものとします。

<ご相談窓口>

当社に対する会員情報の開示、訂正、削除などの会員の会員情報に関するお問い合わせについては下記にご連絡ください。

コスモ石油マーケティング株式会社 法人カードデスク
〒221-8522 横浜市神奈川区新浦島町1-1-25 テクノウェイブ100
電話045-450-5642

(TK020100・20150917)

クレジットカードレス特約

第1条 (カードレス会員) 本特約において「カードレス会員」とは、カード発行会社(以下「当社」という。)および株式会社ジェーシーピー(以下「JCB」といい、当社と総称して「両社」という。)所定の会員規約(一般法人用をいい、以下「会員規約」という。)に定める会員のうち、本特約を承認の上、本特約に定めるカードレスサービス(以下「カードレスサービス」という。)の利用を両社所定の方法により申し込み、両社がこれを認めた方をいいます。また、カードレス会員のうち、会員規約に定める法人会員およびカード使用者を、それぞれ「カードレス法人会員」および「カードレス使用者」といいます。

第2条 (カード情報の発行、通知) 1.両社は、カードレス会員に対し、会員規約に定めるカードの発行に代え、会員番号を含むカード情報(以下「カード情報」という。)を発行し、書面その他の方法により通知します。カードレス会員には、会員規約に定めるカードは発行されません。

2.カード情報にかかる権利は当社に帰属します。カードレス会員は善良なる管理者の注意をもってカード情報を使用し、管理しなければなりません。

第3条 (カードレスサービスの内容、利用方法) 1.カードレスサービスは、本特約を承認の上申し込んだ両社所定の他の規定等に定める各種サービス(以下「対象サービス」という。)の利用代金を、(会員規約に定めるカードを使用することなく)カード情報を当社所定の方法により使用することにより、会員規約に基づくショッピング利用代金として同規約の定めに従い支払うサービスです。2.カードレス会員は、前項に定める場合を除き、カード情報を使用することにより、会員規約に定めるショッピングサービスおよび付帯サービスのいずれも利用することはできません。

第4条 (カード情報の有効期限) 1.カード情報の有効期限は両社が指定するものとし、カードレス会員に対し書面その他の方法により通知します。2.両社は、前項の有効期限までに退会の申し出のないカードレス会員のうち、両社が審査の上引き続きカードレス会員として認める方に対して、有効期限を更新した新たなカード情報を通知します。

第5条 (年会費) カードレスサービスにかかる年会費は、会員規約の定めにかかわらず当社が通知するまで免除するものとします。ただし、対象サービスにかかる年会費が両社所定の他の規定等において別途定められている場合には当該定めに従うものとします。

第6条 (カード情報の再発行) 1.両社は、カード情報の消失、不正取得、改変等の理由により、カードレス会員が希望し、両社が審査の上承認した場合、カード情報を再発行し、通知します。2.両社は、両社におけるカード情報の管理、保護等業務上必要と判断した場合、会員番号の変更ができるものとし、カードレス会員はあらかじめこれを承諾します。

第7条 (カードレスサービス利用代金の支払) 1.カードレス法人会員は、カードレスサービス利用代金を、会員規約に定めるカード利用代金と同様の方法により支払うものとします。2.カードレス法人会員は、カード情報を使用することにより対象サービス以外のショッピングサービスを利用した場合には、当該サービス利用代金をカードレスサービス利用代金として、前項と同様に支払うものとします。

第8条 (カードレス代表使用者の責任) カードレス使用者のうち、法人等を代表する権限のある方または連帯保証人は、カードレス会員によるカードレスサービス利用代金その他本特約に基づきカードレス法人会員が負担する一切の債務について、カードレス法人会員に連帯して履行する責任を負うものとします。

第9条 (本特約の改定) 将来、本特約が改定され、両社がその内容を書面その他の方法により通知した後にカードレス会員がカードレスサー

ビスを利用した場合、両社はカードレス会員が当該改定内容を承認したものとみなします。

第10条 (適用関係) 1.本特約は、カードレス会員のカードレスサービス利用について適用されるものとし、本特約に定めのない事項については会員規約によるものとします。 2.本特約において特に定めのない用語については、会員規約におけるのと同様の意味を有するものとします。

※カード発行会社が株式会社ジェーシーピーの場合、本特約における「当社」および「両社」はいずれも「JCB」に読み替えます。

(TK599001・20120331)

コスモコーポレートハウスカード特約

第1条 (本カード) 本特約において「本カード」とは、コスモ石油マーケティング株式会社(以下「当社」という。)と株式会社ジェーシーピー(以下「JCB」という。)が提携して発行するもので、コスモコーポレートハウスカードと称するカードをいいます。

第2条 (本特約) 本特約は、ハウスカードサービス規定に定めるハウスカード会員の本カード利用について適用されます。

第3条 (年会費) 本カードの年会費は免除とします。

第4条 (提供サービスの内容、利用方法等) 1.当社(本条においては当社が提携するサービス提供会社を含む。)が提供するサービス(以下「サービス」という。)およびその内容については、当社が書面その他の方法により通知または公表します。 2.ハウスカード会員は、サービスの利用等に関する規定等がある場合はそれに従うものとし、また、サービスを利用できない場合があることを予め承認します。 3.ハウスカード会員は、当社が必要と認めた場合には、当社がサービスおよびその内容を変更することを予め承認します。 4.ハウスカード会員は、当社が提供するサービスを受ける場合、当社所定の方法により利用するものとします。

第5条 (指定加盟店) 本カードに関し、ハウスカードサービス規定に定める指定加盟店とは、当社およびJCB(以下「両社」という。)が指定するコスモ石油給油所とし、ハウスカード会員は、両社が指定する商品・権利の購入、役務の提供等を受けることができます。

第6条 (会員情報の取扱いおよび開示、訂正、削除) 1.ハウスカード法人会員および入会を申し込まれた法人等(以下「法人会員等」という。)ならびにハウスカード使用者およびハウスカード使用者として入会を申し込まれた方(以下「カード使用者等」といい、「法人会員等」と「カード使用者等」を併せて「会員等」という。)は、当社が会員等の会員情報(本項(1)に定めるものをいう。)につき、必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱うことに同意します。(1)本カードの発行および当社のサービスを提供するために、以下の会員等に関する情報(以下「会員情報」という。)を収集、利用すること。①法人名、法人代表者名、所在地、電話番号等、法人会員等が入会申込時および第7条において届け出た事項。②氏名、生年月日、住所、電話番号等、カード使用者等が入会申込時および第7条において届け出た事項。③ハウスカード会員の本カードの利用内容(第8条において共有する情報)。④入会承認日、有効期限等、本カードの契約内容。(2)当社がハウスカード会員に対し、当社および指定加盟店で取り扱う商品ならびに提供するサービスの諸案内等をする目的で、会員情報を利用すること。ただし、ハウスカード会員が当該案内などについて中止を申し出た場合、これを中止するものとします。(中止の申し出は本特約末尾に記載する相談窓口に連絡するものとします。)(3)当社の業務を第三者に対し委託する場合に、委託業務の遂行に必要な範囲で、会員情報を当該業務委託先に預託すること。 2.会員等は当社に対して、自己に関する会員情報を開示するよう請求することができます。(開示の請求は本特約末尾に記載する相談窓口に連絡するものとします。)万一登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、当社はすみやかに訂正または削除に応じるものとします。

第7条 (届出事項の共有) ハウスカード会員が、当社またはJCBに対して届け出た氏名、住所、電話番号等について変更があり、両社の一方に対して変更の届け出があった場合には、当該届け出いただいた情報について両社の間で共有することに、ハウスカード会員は予め同意するものとします。

第8条 (利用内容の共有) ハウスカード会員は、当社がハウスカード会員に対してサービスを提供する必要がある場合において、ハウスカード会員の本カードの利用内容を、両社において共有することに予め同意するものとします。

第9条 (会員資格の喪失) ハウスカード会員が、会員規約に定める会員資格を喪失した場合は、本特約による会員資格も喪失するものとします。

第10条 (規定外事項) 1.本特約に定めのない事項については、ハウスカードサービス規定およびJCBが別途定める会員規約(一般法人用)(以下「会員規約」という。)ならびにこれらに付帯する規定等(以下総称して「会員規約等」という。)が適用されます。 2.本特約で特に定めるほか、本特約における用語は、会員規約等における用語と同様の意味を有するものとします。

<ご相談窓口>

当社に対するコスモコーポレートハウスカード会員情報の開示および利用の中止、訂正、削除などの会員情報に関するお問い合わせについては下記にご連絡ください。

コスモ石油マーケティング株式会社 法人カードデスク

〒221-8522 横浜市神奈川区新浦島町1-1-25 テクノウェイブ100

電話045-450-5642

(TK020102・20150917)

ハウスカードサービス規定(法人用)

第1条 (用語の定義) 本規定における次の用語の意味は、以下のとおりとします。(1)「ハウスカード法人会員」とは、カード発行会社(以下「当社」という。)および株式会社ジェーシーピー(以下「JCB」といい、当社と総称して「両社」という。)所定の会員規約(一般法人用または大型法人用をいい、以下総称して「会員規約」という。)に定める法人会員のうち、本規定を承認の上、本規定に定めるハウスカードサービス(以下「ハウスカードサービス」という。)の利用を両社所定の方法により申し込み(以下「本申込み」という。)、両社がこれを認めた方をいいます。(2)「本カード」とは、本規定に基づき発行、貸与されるハウスカードサービス利用代金の支払いのための機能を付した専用カードであり、カードの表面にはJCBロゴマークの表示がないものをいいます。(3)「指定カード」とは、ハウスカード法人会員が本カード利用代金の支払方法としてあらかじめ指定する自己に貸与されている会員規約に定めるクレジットカードまたはカード情報をいいます。(4)「本役職員」とは、ハウスカード法人会員の役員、従業員、使用人、契約社員、派遣労働者その他名称を問わずハウスカード法人会員の業務に従事する者をいいます。(5)「ハウスカード使用者」とは、本役職員のうちハウスカード法人会員に代わって本カードを使用して本規定に基づくハウスカードサービスを利用する権限(以下「本代理権」という。)をハウスカード法人会員から授与された者およびハウスカード法人会員の代表者(ハウスカード法人会員が個人事業主である場合は個人事業主本人)をいいます。(6)「ハウスカード会員」とは、ハウスカード法人会員とハウスカード使用者を併せていいます。(7)「指定加盟店」とは、会員規約に定める加盟店のうち、両社が本カードの利用可能な「指定加盟店」として定めた加盟店をいいます。(8)「指定商品等」とは、指定加盟店の取扱商品およびサービスのうち、指定加盟店および両社が本カードによる決済を認めた一定の商品およびサービスをいいます。なお、特に指定がなされない場合は、指定加盟店の取扱商品およびサービスの全部となります。

第2条 (本カードの発行、貸与) 1.両社は、ハウスカード法人会員に対し、ハウスカード使用者に本カードを使用させるため、会員規約に基づき発行、貸与されるカードまたはカード情報とは別に、本カードを発行し、当社が貸与します。なお、本カードは、ハウスカード法人会員の希望する枚数を限度に両社が適当と認めた枚数が発行されます。 2.本カードの所有権は当社にあり、ハウスカード法人会員は善良なる管理者の注意をもって本カードを使用し、管理しなければなりません。ハウスカード法人会員は、自己の責任において、ハウスカード使用者に本カードを使用させることができますが、本役職員以外の者に対し、本カードを貸与、預託、譲渡もしくは担保提供を一切してはなりません。ハウスカード法人会員は、自ら本規定を遵守するほか、善良なる管理者の注意をもってハウスカード使用者をして本規定を遵守させるものとします。 3.本役職員が本カードを使用した場合およびハウスカード法人会員が前項に違反したことにより本カードが本役職員以外の第三者

に使用された場合、それらの使用は全てハウスカード法人会員による使用とみなされます。ハウスカード法人会員は、本カードを使用した本役員に本代理権がないことおよび同役員が本代理権を濫用したことを、両社に主張することはできません。

第3条（ハウスカードサービスの内容、利用方法等） 1.ハウスカードサービスは、会員規約に定めるショッピング利用のうち、指定加盟店における指定商品等にかかるショッピング1回払い利用のみが可能となるサービスです。なお、ハウスカード会員は、本カードにより、ショッピング2回払いのサービスを受けることはできません。 2.ハウスカード会員は、指定加盟店における指定商品等について、会員規約に定めるのと同様の方法により、ハウスカードサービスを利用することができます。前項にかかわらず、ハウスカード会員は、本規定のほか、ハウスカードサービスの利用にかかる両社所定の規定等がある場合はそれに従うものとします。

第4条（指定商品等） 1.ハウスカード会員は、指定加盟店および両社が特に必要と認めた場合には、指定商品等の種類および内容を変更することにつき、あらかじめ承諾します。 2.ハウスカード会員は、指定加盟店における指定商品等の購入・利用（以下「指定加盟店のサービス」という。）に際しては、指定加盟店所定の方法によるものとします。

第5条（本カードの有効期限） 1.本カードの有効期限は両社が指定するものとし、本カード上に表示された年月の末日までとします。 2.両社は、本カードの有効期限までに会員規約に基づく退会または本規定の解約の申し出のないハウスカード法人会員のうち、両社が引き続き適当と認める者に対し、両社が適当と認めた枚数の有効期限を更新した新たな本カードを発行します。

第6条（本カードの年会費） ハウスカード法人会員は、当社所定の本カードにかかる年会費（本カードの枚数によって異なる。）を、会員規約に定める年会費とは別に、会員規約に定める年会費と同様の支払方法で指定カードにより支払うものとします。なお、会員規約に定める年会費の支払期日と本カード年会費の支払期日は異なる場合があります。また、本カードにかかる年会費は、本規定を解約、解除した場合でもお返ししません。

第7条（利用可能な金額） ハウスカード会員は、指定カードについて定められた利用可能枠を基準として、会員規約に定める「利用可能な金額」の範囲内で、本カードを利用することができます。なお、指定カードおよび本カードの「利用可能な金額」の計算にあたり、本カードの利用金額は、指定カードのショッピング1回払い利用可能枠に係る利用残高の金額に合算されます。

第8条（本カード利用代金の支払） 1.ハウスカード法人会員は、ハウスカード会員による本カード利用代金（第3条に定める本カードの利用に基づく代金をいう。以下同じ。）を、会員規約に基づくショッピング利用代金と合算して会員規約に定めるのと同様の方法で支払うものとします。 2.本カード利用代金の支払区分は、ショッピング1回払いとなります。 3.ハウスカード法人会員は、指定加盟店以外における本カード利用、または指定加盟店における指定商品等以外についての本カード利用についても、本カード利用代金として、前項と同様に支払うものとします。

第9条（本カードの紛失・盗難等） 本カードの紛失・盗難またはカード偽造が生じた場合の責任区分については、会員規約における「カードの紛失、盗難による責任の区分」ならびに「偽造カードが使用された場合の責任の区分」に関する規定が準用されます。

第10条（本カードの再発行） 本カードの再発行については会員規約の定めを準用するものとし、ハウスカード法人会員が当社所定の再発行手数料（本カードの枚数によって異なる。）を会員規約に定める再発行手数料と同様の方法で指定カードにより支払うものとします。

第11条（サービス停止） 両社は、指定加盟店の信用状態に重大な変化が生じた場合、その他ハウスカードサービスの提供を継続することが困難と認めた場合には、何ら通知催告なく、ハウスカードサービスの提供を中止できるものとします。

第12条（解約、解除等） 1.ハウスカード法人会員は、両社所定の方法により本規定を解約することができます。 2.本規定は、次のいずれかに該当する場合、(1)(2)においては当然に、(3)においては当社の通知により解除されます。(1)ハウスカード法人会員が会員規約に基づき退会し、または会員資格を喪失した場合。(2)両社が有効期限を更新した本カードを発行しないで、本カードの有効期限が経過したとき。

(3)ハウスカード法人会員が本規定もしくは会員規約に違反し、または本カードの使用状況が適当でないと当社が判断した場合。 3.ハウスカード法人会員が本規定を解約し、または本規定を解除された場合、当該法人会員に貸与されていた本カードは全て失効します。 4.前三項の場合、ハウスカード法人会員は直ちに本カードを当社に返還するか、本カードに切り込みを入れて破棄しなければならないものとします。

第13条（代表使用者等の責任） 会員規約に定める代表使用者または連帯保証人は、本カード利用代金その他本規定に基づきハウスカード法人会員が負担する一切の債務について、ハウスカード法人会員に連帯して履行する責任を負うものとします。

第14条（本規定の改定） 将来、本規定が改定され、両社がその内容を書面その他の方法により通知した後にハウスカード使用者が本カードを利用した場合、両社はハウスカード会員が当該改定内容を承認したものとみなします。

第15条（適用関係） 1.本規定は、ハウスカード会員のハウスカードサービス利用について適用されるものとし、本規定に定めのない事項については会員規約によるものとします。この場合、会員規約における「カード」を「本カード」と読み替えるものとします。 2.本規定において特に定めのない用語については、会員規約におけるのと同様の意味を有するものとします。

※カード発行会社が株式会社ジェーシーピーの場合、本規定における「当社」および「両社」はいずれも「JCB」に読み替えます。

(TK850000・20120331)